

一般競争入札の執行について

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年4月12日

秩父別町長 澁谷 信人



1. 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1)工 事 名 | 秩父別町地域マイクログリッド構築事業第2期工事 |
| (2)工 事 場 所 | 秩父別町2085番地周辺 |
| (3)予 定 工 期 | 着手 契約締結日の翌日 から
完成 令和7年1月15日 まで |
| (4)工 事 概 要 | 電気工事【太陽光発電設備と蓄電池(支給品)の設置、受変電設備等を整備し、
自営線で複数の公共施設を結び地域マイクログリッドを構築する。】 |
| (5)そ の 他 | 本工事は「週休2日工事」の対象工事である。 |

2. 契約条項を示す場所

秩父別町役場建設課

3. 競争入札執行の日時及び場所

- | | |
|--------|-----------------------|
| (1)日 時 | 令和6年5月16日(木) 午前10時00分 |
| (2)場 所 | 秩父別町役場2階 講堂 |

4. 入札に参加する者の必要な資格

入札に参加する者は、単体企業又は共同企業体であり、次の要件をすべて満たしていること。

(1)単体企業の要件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 秩父別町競争入札参加資格関係事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿において令和6年3月15日(金)までに登録を完了し、かつ、北海道内に本社又は支店等を有しており、次の項目について確実に履行可能な業者であること。
- ウ 入札参加申込の日から入札執行(開札)の時までの期間に、秩父別町競争入札参加資格関係事務処理要綱9条による入札参加資格停止を受けていないこと。
- エ 平成25年度以降に、この工事と同種の施工を元請けとして行った実績(工事が完成、又は引き渡し済み)に限る。)を有していること。なお、共同企業体として 施工した実績は、当該のいずれかが、この工事と同種の施工を行った実績を有していること。ただし、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- オ 現場代理人はこの工事の現場に常駐できること。又この工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者及び主任技術者をこの工事に専任で配置できること。ただし、入札参加申請書の提出以前に3か月以上の雇用関係にある者とする。
- カ 会社更生法(昭和27年法律第172号)による手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(16(6)を参照。)

(2)共同企業体の要件

- ア 共同企業体は、秩父別町競争入札参加資格関係事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿において令和6年4月26日(金)までに登録を完了し、かつ構成員の最低1社は北海道内に本社又は支店等を有しており、次の項目について確実に履行可能な業者であること。
- イ 共同企業体は(1)のオの要件を満たしていること。
- ウ 共同企業体の全構成員は(1)のア・ウ及びカの要件を満たしていること。
- エ 共同企業体の構成員いずれかが、(1)のエの要件を満たしていること。
- オ この工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。
- カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、資本関係又は人的関係にある者が一つの共同企業体に属している場合は除く。(資本関係・人的関係については16(6)を参照。)

5. 入札の参加申請

入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(別添)と一般競争入札参加資格審査申請書受理票(別添)に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似実績調書及び実績を証明するための契約等の写し

イ 建設業法により定められた、配置予定の監理技術者証等、資格を証明するための書類写し

- (1) 提出期間 令和6年4月12日(金)～令和6年5月7日(火)まで。
土曜日、日曜日及び休日を除く。
毎日午前9時から12時、午後1時から5時までとする。
- (2) 提出場所 秩父別町役場建設課
- (3) 提出方法 持参することとし、郵送又はファクシミリ等によるものは受け付けない。
- (4) その他 ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
イ 提出された資料は返却しない。
ウ 提出された資料は無断で他に使用しない。

6. 入札参加資格の審査

この入札は政令167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が4に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者(以下「非資格者」という。)に対しては令和6年5月7日(火)までにその理由を付して電話で連絡する。

なお、令和6年5月7日(火)までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

7. 非資格者に対する理由の説明

(1) 非資格者は、令和6年5月9日(木)午後5時までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は秩父別町役場建設課に持参することとし、郵送またはファクシミリ等によるものは受け付けない。

(2) 理由の説明は令和6年5月13日(月)までに書面により回答する。

8. 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認めた者が、4に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

9. 入札保証金 免除する。

10. 設計図書の閲覧

(1) 日時 令和6年4月12日(金)～令和6年5月7日(火)まで。

土曜日、日曜日及び休日を除く。

毎日午前9時から12時、午後1時から5時までとする。

(2) 場所 秩父別町役場建設課

・設計内容に重要な質問のある場合は、質疑書(別添)を令和6年5月7日(火)午後5時までに秩父別町役場建設課に持参提出すること。提出期限が過ぎて提出された質疑は無効とする。質疑が無い場合は提出不要。

・質問に対する回答は、回答書(別添)により令和6年5月13日(月)午後5時まで秩父別町役場建設課にて閲覧に供する。

11. 郵便又は電報による入札 認めない。

12. 入札予定金額の内訳書の提出 ・入札執行時に入札金額の積算内訳書を提出すること。

13. 分別解体等の実施の義務付け ・この工事は左記に該当する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事の場合は、再資源化に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要がある。

14. 支払い条件等

(1) 前金払 ・契約金額の4割に相当する額以内を支払うものとする。

(2) 中間前金払 ・契約金額の2割に相当する額以内を支払うものとする。

(3) 部分払 ・部分払はしない。

- (4) 契約保証金 ・契約金額の100分の10に相当する額以上を納入すること。(企業体は免除する)
- (5) 予定価格 ・予定価格(消費税含む) …… 423,071,000 円
(内消費税及び地方消費税 38,461,000 円)
- (6) 最低制限価格 ・設定している。予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格の入札者を落札者とする。
- (7) 入札額 ・落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 課税事業者届等 ・落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税課税事業者等申出書を提出すること。

15. 契約書の作成等

- ・必要とする。
・本件は議会の議決を要するため、契約締結については入札後に仮契約を締結し、秩父別町議会の同意を得た後、かつ、国庫補助事業のため交付決定受理後に本契約を締結する。

16. その他

- (1) 競争入札参加者は、別紙競争入札心得、秩父別町財務規則、その他関係法令の規定を承知すること。
- (2) 開札の時ににおいて、4に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、秩父別町財務規則第93条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
- (3) 競争入札に付し、入札者がいないときは入札を中止するものとする。
- (4) 入札者が1人しかいない場合であっても、入札を執行するものとする。
- (5) 入札の執行回数は2回までとし、初回の入札で落札者がいない場合は引き続き再度の入札を行うが、再度の入札に係る積算内訳書の提出は落札後に提出すること。
- (5) 談合情報に対する対応
- ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
- イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
- ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (6) 4(1)キ、4(2)カでいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

①親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

②親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社の一方が更生会社等である場合を除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

- (7) 本工事は、週休2日工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、『4週8休』を見込んだ補正を行った金額である。

17. 問い合わせ先

〒078-2192
北海道雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町役場建設課管理係
TEL 0164-33-2111(代)
FAX 0164-33-3466